

2023 厚労省主要施策「新しい資本主義」

厚生労働省は5月12日、厚労相の諮問機関である労働政策審議会（清家篤会長）に2023年度の労働行政関係予算の主要施策を説明しました。岸田文雄首相が掲げる「新しい資本主義」の実現を軸に、「成長と分配の好循環に向けた『人への投資』」を推し進める方針で、労働者のスキルアップ支援と賃金上昇を伴う労働移動の円滑化をセットで展開します。新規事業などを中心に、本年度の雇用・労働分野の施策を点検してみます。

労政審では、厚労省の各担当局長が公労使委員に主要施策のポイントや労政審の分科会・部会における審議状況、法案の国会での審議状況などについて説明。それによると、本年度の重点事項は（1）コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築（2）成長と分配の好循環に向けた「人への投資」（3）安心できる暮らしと包摂社会の実現——を3本柱に据えました。

このうち、雇用・労働の施策を詰め込んだのが（2）で、賃上げ・人材活性化・労働市場強化を束ねた「労働総合政策パッケージ」「多様な人材の活躍促進」「多様な働き方への支援」を前面に押し出しています。これに紐づく主な事業として、「事業場内の最低賃金引上げに向けて業務改善に取り組んだ事業者への支援」「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の設置」「都市部から地方への移住を伴う再就職への支援」などがあり、ウィズ・コロナ社会を意識した攻めの施策が並びます。また、硬直化している雇用・労働のルールを柔軟に再整備しようとする姿勢も垣間見えます。本年度はこのほか、経済財政運営の基本指針となる政府の「骨太の方針」が6月に明らかになる見通しで、新たに追加・拡充する事業が盛り込まれる模様です。

人材サービス産業とかかわりのある事業に着目して概要を列挙してみると、

▽キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援（賃金規定等改定コース）＝有期雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して助成

▽人材開発支援助成金＝雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。雇用形態によって対象労働者を区分していた訓練コースの統廃合を実施し、正規・非正規問わず幅広い訓練の受講が可能

▽経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援＝厚労相が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、デジタル分野などの成長分野の訓練機会を拡大

▽事業場内の最低賃金引上げに向けて業務改善に取り組んだ事業者への支援＝生産性向上に資する設備投資を実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業に対し、業務改善に要した経費の一部を助成

▽キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の設置＝必要性を感じている労働者に対して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的・主体的に取り組む学び直しを総合的に支援

▽都市部から地方への移住を伴う再就職への支援＝東京圏・大阪圏において、地方就職に関するセミナー、イベント、個別相談により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、地方自治体が発行する就労体験事業への送り出しを実施

これらの特徴は、「人への投資」関連事業が事業者への助成・補助だけに留まらず、労働者個人に直接実施するケースが従来よりも増えていることです。6月の「骨太の方針」では、更に個人への直接助成を念頭にした新規事業が公表されるものとみられます。